

埼玉県指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）
指定更新事務処理要領

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という）第60条の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定更新に関する事務手続については、法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（目的）

第1条 指定自立支援医療機関の指定更新申請書等の様式を定めることにより、指定更新事務の円滑な執行を図る。

（更新申請書）

第2条 病院又は診療所の開設者で指定自立支援医療機関の更新を申請しようとする者は、指定を受けた医療の種類ごとの「指定自立支援医療機関指定更新申請書（病院・診療所）（精神通院医療）」（様式1）又は「指定自立支援医療機関指定更新申請書（病院・診療所）（育成医療・更生医療）」（様式2）を知事に提出するものとする。

2 薬局の開設者で指定自立支援医療機関の更新を申請しようとする者は、指定を受けた医療の種類ごとの「指定自立支援医療機関指定更新申請書（薬局）（精神通院医療）」（様式3）又は「指定自立支援医療機関指定更新申請書（薬局）（育成医療・更生医療）」（様式4）を知事に提出するものとする。

3 指定訪問看護事業者又は指定居宅サービス事業者（以下、「指定訪問看護事業者等」という。）で指定自立支援医療機関の更新を申請しようとする者は、指定を受けた医療の種類ごとの「指定自立支援医療機関指定更新申請書（訪問看護事業者等）（精神通院医療）」（様式5）又は「指定自立支援医療機関指定更新申請書（訪問看護事業者等）（育成医療・更生医療）」（様式6）を知事に提出するものとする。

（健康保険法第68条第2項に規定する保険医療機関等であることの届出書）

第3条 法第60条第2項の規定により指定自立支援医療機関の更新申請の手続が不要である診療所の開設者は、指定を受けた医療の種類ごとの「健康保険法第68条第2項に規定する保険医療機関等であることの届出書（診療所）（精神通院医療）」（様式7）又は「健康保険法第68条第2項に規定する保険医療機関等であることの届出書（診療所）（育成医療・更生医療）」（様式8）を知事に提出するものとする。

2 法第60条第2項の規定により指定自立支援医療機関の更新申請の手続が不要である

薬局の開設者は、指定を受けた医療の種類ごとの「健康保険法第68条第2項に規定する保険医療機関等であることの届出書（薬局）（精神通院医療）」（様式9）又は「健康保険法第68条第2項に規定する保険医療機関等であることの届出書（薬局）（育成医療・更生医療）」（様式10）を知事に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年5月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年11月1日から適用する。
- 2 改正前の埼玉県指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）指定更新事務処理要領に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。